

教育委員会会議録

(定例会)

令和2年11月19日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|-----------------|-----------|
| 1 | 期 | 日 | 令和2年11月19日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前10時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | 委 | 員 | 石 田 有 世 |
| | | 委 | 員 | 野 上 武 利 |
| | | 委 | 員 | 武 田 ちあき |
| | | 委 | 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長 | 高 崎 修 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 中央図書館長 | 波 田 野 育 男 |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 渋 谷 貴 之 |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 山 本 康 義 |
| | | | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 青 木 文 彦 |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 教育財務課長 | 石 原 和 己 |
| | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 |
| | | | 北図書館長 | 高 橋 優 子 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 石 田 有 世 | |

7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。本日の議案第61号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第61号は非公開といたします。会議の順番は、報告第16号、17号、議案第61号の順に審議を行うことといたします。なお、本日の議案のうち、報告第16号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。

報告第16号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

それでは、報告第16号について、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、報告第16号「令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明させていただきます。
資料の2ページをお願いします。この報告の内容は、令和2年さいたま市議会12月定例会に提出する、さいたま市一般会計補正予算案の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。7ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の歳入補正予算は、見沼通船堀（西縁）再整備工事の継続費変更にかかる国庫支出金について、歳出予算は、与野東中学校運動場の用地の取得、さいたま市立中等教育学校整備事業に係る債務負担行為の設定、及び見沼通船堀（西縁）再整備工事の工事期間変更に伴う継続費の変更について、市長に申出するものです。ページを戻しまして、資料の4ページをお願いします。別表「歳入歳出予算補正」でございりますが、まず上の表、歳入につきまして、補正額の列を御覧ください。一番下の行に記載されていますように、合計で6,117万

3千円を減額補正するものでございます。次に下の表、歳出につきましては、合計で7,032万円の減額補正するものでございます。詳細については、後ほど御説明させていただきます。次に6ページの事項別明細書をお願いします。はじめに歳入でございますが、後ほど説明させていただきますが、今回の補正で減額する「文化財保護事業」の財源である国庫補助金「1 国宝重要文化財等保存整備費補助金」を6,117万3千円減額するものでございます。続きまして、歳出につきまして、8ページ以降の「事務事業概要」で説明いたしますので、そちらを御覧ください。9ページをお願いいたします。上段の学校施設課所管の「中学校営繕事業」でございますが、与野東中学校の運動場内の借地について、土地所有者から土地買取りの要望があったことから、当該用地を取得するための経費について、補正を行うものです。下段の文化財保護課所管の「文化財保護事業」でございますが、見沼通船堀西縁再整備工事の工事発注にあたり、安全対策工法の見直しを行うこととなり、当初予定しておりました工事期間に変更が生じるため、継続費の変更を行うものです。10ページを御覧ください。上段の高校教育課所管の「特色ある学校づくり事業」でございますが、PFI方式を採用して整備しております大宮国際中等教育学校の契約約款に基づき、事業者より物価水準の変動に伴うサービス対価改定の申請があったことから、改定に伴い支払額が増加する部分について債務負担行為を追加で設定するものです。

私からの説明は以上でございます。

細田教育長 説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。

石田委員 「中学校営繕事業」での当該用地の取得経費について、単価はどの程度でしょうか。

学校施設課長 平米単価12万9千円で取得する予定となっております。

野上委員 同様に、借地がある学校は何校あるのか。

学校施設課長 与野東中学校を含め、小中学校で14校あります。

細田教育長 他に何かありますか。それでは、この件は終了とします。

報告第17号 さいたま市教職員の給与改定について

細田教育長 それでは報告第17号につきまして、事務局から説明をお願いします。

ます。

教職員給与課長

報告第17号、「さいたま市教職員の給与改定について」、御報告させていただきます。12ページをお願いします。「1 趣旨」ですが、令和2年の本市の人事委員会の報告及び勧告は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人事院勧告と同様に賞与に関する勧告が先行して行われ、民間の支給割合に見合うよう期末手当の支給月数を引き上げるよう勧告されました。本勧告を踏まえて、教職員の給与改定を行うものですが、教職員の給与条例は、市職員の給与条例の規定を準用しているため、教職員の給与条例自体の改正は要しません。そのため、本件については報告とさせていただくものでございます。「2 改定の内容」ですが、再任用教職員を除き、期末手当の支給割合を0.05月引き下げるものになります。令和2年度における期末手当の支給月数については、(1)のAのとおり、12月期において、一般教職員が1.30月から1.25月、特定管理教育職員が1.10月から1.05月と、それぞれ0.05月引き下げます。また、令和3年度以後における期末手当の支給月数については、イのとおり、一般教職員が1.30月から1.275月、特定管理教育職員が1.10月から1.075月と、こちらは0.05月の引下げ分を6月期、12月期に等分し、支給するものでございます。「3 施行期日等」につきましては、2(1)Aの改定については令和2年12月1日、2(1)イの改定については令和3年4月1日とするものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

細田教育長

何かありますか。それでは、この件は終了とします。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第61号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午前10時33分